

(平成24年7月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年3月
② 昭和58年9月から61年3月まで

私は、昭和48年12月に会社を退職後、国民年金に加入して、その後、国民年金保険料を継続して納付していた。申立期間①前後の期間は保険料が納付済みとなっているのに、申立期間①の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

また、結婚後、昭和58年8月までは、夫とともに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたが、同年9月に夫がA社に勤め始めた。A社では、私の保険料を夫の給与から控除し、同社が私に代わって保険料を納付していた。申立期間②が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和49年1月に国民年金の被保険者資格を取得して以降、58年9月に喪失するまでの国民年金保険料を、申立期間①を除き、現年度納付により適切に納付していることが確認できる上、国民年金に係る住所変更等の諸手続も適切に行われているなど、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立期間①は1か月と短期間であり、当該期間の申立人の夫の国民年金保険料については、納付済みとされている。

2 一方、申立期間②について、申立人は、昭和58年9月に申立人の夫が勤め始めたA社が、申立人の国民年金保険料をその夫の給与から控除し、A

社が申立人に代わって保険料を納付していたと主張しているが、A社の後継会社であるB社は、当該期間当時、A社が社員の給与から配偶者の保険料に相当する金額を控除して、当該配偶者に代わって保険料を納付する取扱いを行っていたかどうか不明である旨回答しており、申立人の夫のA社の元上司は、当該期間当時、同氏の配偶者は自身の保険料を自身で納付し、A社が社員の給与から配偶者の保険料に相当する金額を控除して、当該配偶者に代わって保険料を納付する取扱いを行っていなかったと思うとしている。

また、国民年金被保険者台帳及び申立人が所持している年金手帳それぞれにおいて、申立人は、昭和58年9月1日付けで、国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、そのことに基づき、同台帳では、同年9月の国民年金保険料は還付されていることが確認できるほか、申立人が申立期間②より前に居住していた市の昭和58年度分の国民年金検認記録簿では、同年9月以降の保険料を賦課する必要が無い旨記載されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月

私は、夫の赴任先から帰国した昭和53年1月に、近所の知人の勧めもあり国民年金の加入手続を市役所で行った。現在、私はその際に発行された年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料は、私が、家に来ていた集金人に納付したが、保険料額は憶^{おぼ}えていない。申立期間は、昭和57年8月に夫の赴任先である海外へ転居する前月であり、納付するものは全てきちんと納付してから出国した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、海外に出国する前月の申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているところ、申立人が昭和57年8月7日に海外に出国し、61年8月17日に帰国したことが、申立人のパスポートから確認できる上、i) 申立人の年金手帳及びオンライン記録において、国民年金の資格喪失日が57年8月8日であることが確認できること、ii) 58年6月に作成された申立人が居住していた市の国民年金収納簿においても、当該資格喪失日が57年8月8日となっていることが確認できることから、申立人は、申立期間の国民年金の資格喪失に係る手続を適切に行っていたものと認められる。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、付加保険料の納付及び任意加入の手続を行っているなど、納付意識が高かったものと認められ、申立人が、1回、かつ1か月と短期間である申立期間のみを納付しなかったとするのは不自然と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年6月から同年9月まで

私は、昭和53年1月にそれまで勤めていた会社を退職後、すぐに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。

昭和53年4月に結婚してからも、国民年金保険料を送られてきた納付書により金融機関で納付していた。その後、時期は憶えていないが夫名義の銀行口座から口座振替により保険料を引き落とししていた。

私は、申立期間当時生活状況に変化はなく、毎回、きちんと国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間を除き、国民年金加入後の国民年金保険料を全て納付していることがオンライン記録により確認できることから、国民年金への関心及び保険料の納付意識は高かったものと認められ、1回、かつ4か月と短期間である当該期間のみ、保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人の特殊台帳によると、昭和56年12月から57年1月までの国民年金保険料が同年2月に、56年7月及び57年2月から同年3月までの保険料が同年6月にそれぞれ還付されていることが確認できる。「国民年金保険料に係る還付金等の充当について」（昭和40年6月7日社会保険庁文発第4542号国民年金課長通知）の通知によると、過誤納金が生じた時点において、保険料を充当すべき期間（納期限は経過しているが、消滅時効にかかわらず、納付義務が消滅していない未納とされた期間）が存在する場合には、

保険料の充当を還付に優先して行うこととされているが、当該過誤納金は、申立期間には充当されず、還付されていることから、当該過誤納金が生じた時点において、当該期間に保険料を充当すべき期間は存在せず、納付済みとされていた可能性が考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月

私は、夫が会社を退職した後、市役所へ行き、国民年金への切替手続きを行い、そのとき夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。平成5年分の確定申告書の控えを所持しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和52年12月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を、それぞれ32年以上にわたり適切に納付している上、申立人の国民年金第3号被保険者への種別変更手続きも適切に行われているなど、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人夫婦は、平成5年分の確定申告書の控えを所持しており、同申告書の社会保険料控除欄には国民年金保険料額が記載されている。同申告書の記載内容には信憑性^{びよう}があり、その金額は、申立期間を含む同年1月から同年12月までの一人分の保険料額とは一致していることから、少なくとも、申立人夫婦のうち一方の保険料については、申立期間を含めて同年分が納付されていたものと推認される。

さらに、申立人夫婦は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分を一緒に納付したと主張しているところ、申立人夫婦の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人夫婦の保険料の納付状況は一致していることが確認できることから、申立期間についてのみ、他方の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人夫婦は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月

私^が会社を退職した後、妻が市役所へ行き、国民年金への切替手続きを行い、そのとき夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。平成5年分の確定申告書の控えを所持しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和52年12月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を、それぞれ32年以上にわたり適切に納付している上、妻の国民年金第3号被保険者への種別変更手続きも適切に行われているなど、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人夫婦は、平成5年分の確定申告書の控えを所持しており、同申告書の社会保険料控除欄には国民年金保険料額が記載されている。同申告書の記載内容には信^び憑^{びょう}性があり、その金額は、申立期間を含む同年1月から同年12月までの一人分の保険料額とは一致していることから、少なくとも、申立人夫婦のうち一方の保険料については、申立期間を含めて同年分が納付されていたものと推認される。

さらに、申立人夫婦は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分を一緒に納付したと主張しているところ、申立人夫婦の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人夫婦の保険料の納付状況は一致していることが確認できることから、申立期間についてのみ、他方の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人夫婦は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和49年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から51年3月まで
国民年金の加入手続は、父親が行ってくれたと思う。

国民年金保険料については、地区の農家の役員が、納付すべき金額をノートに記載し、その金額を確かめたら印を押し、それに基づき、農協で、引き落とししてもらっていた。

私は、生まれてから婚姻後も両親と同じ家に住み、その両親の国民年金保険料は全て納付済みとなっているし、妹の保険料も会社を辞めてから全て納付済みとなっているのに、私の保険料だけを親が納付しなかったはずはなく、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和51年2月と推認され、その時点において、申立期間は、国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間後の国民年金保険料が全て納付済みであり、家族全員の保険料を納付していたとする父親及び申立人の母親は、国民年金制度発足当初から、申立期間を通じ、60歳に到達するまでの保険料を全て納付している上、申立期間後ではあるものの、申立人の夫及び申立人の妹も、厚生年金保険の被保険者資格喪失後、国民年金への切替手続を適切に行い、その保険料を全て納付しているなど、申立人の家族の保険料の納付意識は高かったものと認められ、申立人が居住している市では、農協を通じた保険料の納付が行われていた状況が見受けられることを考え合わせると、申立人の申

立期間の保険料も納付されたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から47年3月まで

私は、昭和44年6月頃、市役所の出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。

私たち夫婦の昭和46年度の国民年金保険料が未納とされていたため、国民年金手帳の検認印等で納付が確認できることから、日本年金機構宛てに記録訂正を申し立てていたが、何の連絡も無かった。平成23年に夫が65歳に到達したため、年金事務所でこれまでのいきさつを説明した結果、昭和46年4月から9月までの記録は訂正されたが、申立期間については、保険料を納付したことを示す領収書が無いという理由により、記録は訂正されなかった。このため、私の夫は、平成24年5月にA地方第三者委員会に自身の年金記録の訂正について申立てを行い、その結果記録が訂正されることとなった。

私たち夫婦は確かに、当時、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、私のみ保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、申立人と同様の期間における年金記録の訂正についてA地方第三者委員会に申立てを行い、平成24年6月6日付けで年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われたところであり、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたとする申立人のみが当該期間の保険料を納付していなかったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の保険料を全て納付して

いる上、保険料を前納するなど保険料の納付意識は高かったものと認められ、6か月と短期間である申立期間のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然と考えられる。

さらに、申立人の特殊台帳では、申立期間を含む昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料が未納とされていたが、申立人が保管していた国民年金手帳の検認印等により、当該期間のうち、46年4月から同年9月までの保険料が平成23年8月に納付済みに訂正されていることから、申立期間についても行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年11月1日から14年10月1日までの期間について、事業主が、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を62万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成14年10月1日から20年6月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を14年10月から17年2月までは62万円、同年3月から18年9月までは59万円、同年10月から20年5月までは56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成14年10月から20年5月までの厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月1日から20年6月1日まで
私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬月額より大幅に低くなっているため、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年11月1日から14年10月1日までの期間について、申立人の12年11月から13年10月までの標準報酬月額は、当初、62万円と記録されていたところ、オンライン記録では、同年11月9日付けで遡って9万8,000円に減額されていることが確認できる。

また、A社の社会保険関係の事務を担当していたとする事業主の妻は、「平成10年頃から厚生年金保険料を滞納するようになり、その処理について社会保険事務所に相談したところ、標準報酬月額の減額処理を示唆さ

れたので、実際の標準報酬月額より低い額で届出を行い、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料しか納付していなかった。」と述べている。

一方、商業登記簿謄本から、申立人が申立期間においてA社の取締役であったことが確認できるが、事業主の妻は、「申立人は、実子でもあることから取締役にはしていたが、営業専門で経営には関わっていない。申立人には、そのことは一切話をしていない。」と述べている上、複数の同僚は、「標準報酬月額の減額訂正に関与していたかどうかについては不明であるが、申立人は営業部長であった。」と述べていることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成13年11月9日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の12年11月から14年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た62万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成14年10月1日）で申立人の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成16年1月1日から20年6月1日までの期間については、B市発行の所得証明書及び申立人が所持する賃金台帳により、申立人は当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、B市発行の所得証明書の社会保険料控除額から試算した標準報酬月額及び申立人が所持する賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年1月から17年2月までは62万円、同年3月から18年9月までは59万円、同年10月から20年5月までは56万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成14年10月1日から16年1月1日までの期間について、申立人は、当該期間の報酬月額及び保険料控除を示す給与明細書等を所持していないものの、事業主は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える保険料を控除していた旨回答している上、前述のとおり、当該期間前後の期間について、継続して標準報酬月額62万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できることから、当該期間についても、標準報酬月額62万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いたと考えるのが自然である。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を 62 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「社会保険事務所には、実際の標準報酬月額より低い額で届出を行い、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料しか納付していなかった。」と回答していることから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（オンライン記録上は、B社、現在はC社）における資格取得日に係る記録を昭和31年8月1日に、資格喪失日に係る記録を32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月1日から32年4月1日まで
昭和30年4月にD県E市にあったF社（現在は、G社）に入社した後、31年8月からは、A社に異動し、36年5月上旬まで継続して勤務していた。入社してから業務内容や部署が変更になったことはあるが退職した覚えは無いのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

G社提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届、H事業所提出の申立人の勤務記録カードに記載されている前歴及びA社の複数の元同僚の証言から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和31年8月1日にF社からA社に異動し、32年4月1日に同社からF社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人と年齢が近く同時期に異動した者の申立期間における社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人

に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 31 年 8 月から 32 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和43年4月21日から同年11月30日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年4月21日に、同資格の喪失日に係る記録を同年11月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年4月は6万円、同年5月は5万2,000円、同年6月は5万6,000円、同年7月及び同年8月は6万円、同年9月及び同年10月は5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月21日から同年12月4日まで

私は、昭和43年4月に、正社員としてA社に入社し、同年12月に退職するまで同社に勤務していたが、現在、年金事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。

今回、申立期間のうち、昭和43年6月分を除く期間の給料支払明細書が見付かったことから申立てを行った。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年4月21日から同年11月30日までの期間について、申立人が提出した給料支払明細書及び同僚の供述から、申立人がA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が

源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人が提出した給料支払明細書において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、昭和 43 年 4 月は 6 万円、同年 5 月は 5 万 2,000 円、同年 6 月は 5 万 6,000 円、同年 7 月及び同年 8 月は 6 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の取締役は不明としているが、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 4 月から同年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 43 年 11 月 30 日から同年 12 月 4 日までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書から、申立人が A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記、給料支払明細書において、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和 43 年 11 月 30 日から同年 12 月 4 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年12月1日から7年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を5年12月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月1日から7年10月1日まで
② 平成8年2月1日から9年6月30日まで

私は、昭和59年9月1日にA社に入社し、間もなく同社の取締役、同社の傘下であるB社の代表取締役になった。仕事は同社の営業全般を見ていた。

A社が倒産し、C社の支援を受け、B社を続けることになったが、仕事は以前と変わらず営業全般を見ていた。

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が遡って引き下げられているが、当時、そのような話を聞いたことはない。

申立期間について、標準報酬月額を正しい記録に直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成5年12月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年12月30日）より後の8年1月26日付けで、遡って15万円に引き下げられている上、申立人を除く16名についても、申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、当該期間において同社の取締役であったことが確認できるものの、複数の同僚が、「申立

人はB社の仕事をしていた。社会保険関係事務は、A社の経理部長が担当していた。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初社会保険事務所に届け出た、平成5年12月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成9年6月30日）より後の9年7月11日付けで、遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、B社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、当該期間において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「私は、もう一人の代表取締役が就任するまでは決裁をしていたが、その後は関与していない。」と供述しているが、当時の担当者は、「B社においては経理事務については、申立人の決裁を受けていたと思う。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、B社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年3月10日は5万1,000円、17年7月25日は7万7,000円、同年12月25日は13万6,000円、18年7月25日は18万4,000円、同年12月25日は14万3,000円、19年7月25日は11万5,000円、同年12月25日は16万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月10日
② 平成17年7月25日
③ 平成17年12月25日
④ 平成18年7月25日
⑤ 平成18年12月25日
⑥ 平成19年7月25日
⑦ 平成19年12月25日

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間①から⑦までに係る標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間①から⑦までに係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、

年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間②から⑦までに係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書において確認できる賞与支給額又は保険料控除額から、17年7月25日は7万7,000円、同年12月25日は13万6,000円、18年7月25日は18万4,000円、同年12月25日は14万3,000円、19年7月25日は11万5,000円、同年12月25日は16万7,000円とすることが必要である。

一方、申立期間①について、申立人が賞与明細書を所持していないため、支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

しかしながら、3名の同僚が申立期間①に係る賞与明細書を所持しており、いずれも当該期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、このうち2名については、賞与明細書で確認できる標準賞与額は、オンライン記録における法第75条該当の標準賞与額と一致していることから、申立人の当該期間の標準賞与額については、オンライン記録における法第75条該当と記録されている5万1,000円と認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立人に係る賞与支払届を提出しておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①から⑦までの標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の記録によると、申立期間の標準報酬月額は、9万2,000円となっているが、申立期間における私の給与は75万円（当時の標準報酬月額の最高等級は59万円）であり、標準報酬月額が引き下げられていることは今回初めて知った。遑って標準報酬月額を下げる話は聞いたこともないので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年5月1日）より後の8年6月11日付けで、9万2,000円に遡及して引き下げられていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本から、申立人がA社の取締役であったことが確認できるが、申立期間当時の代表取締役は、「申立人は、A社ではB業務を担当しており、経営に関与することもなく、経理及び社会保険にも関与していなかった。」と述べている上、申立人は、当該訂正処理が行われた平成8年6月11日には、ほかの事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年10月1日から13年3月1日までの期間について、申立人のA社における標準報酬月額を12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成13年3月1日から同年12月1日までの期間について、申立人のB社における標準報酬月額の記録を12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月1日から13年3月1日まで
② 平成13年3月1日から14年10月1日まで

私がA社及びそのグループ会社にC職として勤務した期間のうち、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額が、大幅に引き下げられていることが「ねんきん定期便」で判明した。業務内容及び賃金体系は、勤務した約10年間変わっていないので、申立期間について調査の上、標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に応じた金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、グループ会社のD社からA社に転籍した平成12年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した際、申立人の標準報酬月額は、26万円から9万8,000円に減額され、以降、13年3月1日まで同額で推移しているところ、複数の同僚の標準報酬月額についても、当

該転籍時の資格取得の際に減額され、申立人と同様に推移していることが確認できる。

また、上記の複数の同僚のうちの一人から提出された当該期間に係る確定申告書控から推認される厚生年金保険料控除額は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額よりも高額である。

さらに、申立人の平成 14 年度（13 年分）市民税・県民税課税（非課税）証明書から推認される厚生年金保険料額は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間において、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高額な厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記課税証明書から推認できる厚生年金保険料控除額から 12 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は所在が不明であるため照会できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②のうち、平成 13 年 3 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、上記課税証明書から、申立人は当該期間において、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高額な厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記課税証明書により確認できる厚生年金保険料控除額から、12 万 6,000 円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②のうち、平成 13 年 12 月 1 日から 14 年 10 月 1 日までの期間について、申立人の平成 15 年度（14 年分）市民税・県民税課税（非課税）証明書から推認できる厚生年金保険料控除額とオンライン記録の標準報酬月額から算出される厚生年金保険料の額がほぼ一致していることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立期間②のうち、平成 13 年 3 月 1 日から同年 12 月 1 日までの

期間について事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成3年1月から4年9月までは44万円、同年10月から5年8月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から5年9月25日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、報酬額（給与額）に見合う標準報酬月額より低くなっている。私は、同社のB支店長代理として勤務し、当該訂正処理には一切関与していないので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年1月から4年9月までは44万円、同年10月から5年8月までは41万円と記録されていたところ、4年2月6日付けで、3年1月から4年1月までの標準報酬月額が遡って13万4,000円に訂正され、その後、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（5年11月11日）より後の同年11月29日付けで、3年11月から5年8月までを8万円に減額訂正処理されている上、複数の同僚についても同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

また、同僚の一人は、「当時、給料の遅配があった。」と供述していることから、A社は厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

さらに、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、複数の同僚が、「給与や社会保険関係の事務は本社で行っており、同社B支店に勤務していた申立人は関与していない。」と供述していることから、申立人が、当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年1月から4年9月までは44万円、同年10月から5年8月までは41万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から平成5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月から平成5年3月まで

私は、具体的な時期は分からないが、大学に入学した平成元年に、それまで居住していたA区からB町の実家へ戻ったため、同年以降に、私の父親が、私の国民年金の加入手続をB町の役場で行ってくれた。父親は、その際、年金手帳が発行されたかどうか憶^{おぼ}えていないと言っているが、現在、私は青色の年金手帳を1冊所持している。

申立期間の国民年金保険料は、父親がB町の役場で納付してくれていたが、父親は、担当職員^{おぼ}の姓は憶えているものの、保険料の月額^{おぼ}の記憶は無いと言っている。当時、新聞及びテレビのニュースで20歳以上は国民年金に加入する義務があるということを報道していたため、父親が、私の国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を行ってくれていたと思う。

申立期間が未加入期間とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、具体的な時期は分からないが、平成元年以降に、その父親が申立人の国民年金の加入手続をB町の役場で行ってくれたと述べているが、申立人の戸籍の附票において、申立人の住民票は、昭和60年9月から平成6年2月まで、転居前に居住していたA区にあったことが確認できることから、申立期間当時、B町の役場で申立人の国民年金の加入手続は行うことはできないこととなるため、申立人の主張と一致しないことに加え、父親は、申立期間当時申立人の住民票のあったA区において、当該手続を行った記憶は無いとしている。

また、申立人が実家のあるB町に住民票を移した平成6年2月頃に、同町

の役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、時効にかからない4年1月から5年3月までの国民年金保険料を納付することは可能であるが、手続を行ってくれたとするその父親は、保険料を遡ってまとめて納付した記憶が無い上、申立人は同年4月以降、厚生年金保険の被保険者であるため、6年2月頃に、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月1日に、当時、厚生年金保険被保険者に対して付番された番号であり、当該番号では、申立期間の国民年金保険料を納付することはできず、申立期間の保険料を納付するために必要となる国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することはできない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から52年11月まで

私は、会社を退職した昭和48年2月に、市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料は、私が納付書により納付していた。

申立期間が未加入で国民年金保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和48年2月に、市役所で国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、納付書により納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付場所、納付時期及び納付金額についての記憶が明確ではないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人のオンライン記録等から、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者の妻であり、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、任意加入の場合、申立人が国民年金に加入した昭和52年12月より前に遡って国民年金の被保険者資格を取得することはできず、未加入期間となる申立期間の国民年金保険料を遡って納付することもできない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、そのような事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月から同年6月まで

私は、昭和63年3月に会社を退職後、自分の会社を設立するまでには数箇月かかることから、記憶は不明瞭だが、すぐに市役所で国民健康保険の手続と併せて国民年金の加入手続を行い、私の妻が私の国民年金保険料を送られてきた納付書で毎月納付していた。

妻の国民年金保険料の納付記録が納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間が国民年金の未加入期間とされ、保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年3月に会社を退職後、自分の会社を設立するまでに数箇月かかることから、すぐに市役所で国民健康保険の手続と併せて国民年金の加入手続を行ったと述べているが、i)申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないこと、ii)申立人がこれまで受け取った唯一の年金手帳であるとするその手帳には、国民年金手帳記号番号が記載されていないことから、申立人が当該期間当時において、国民年金の加入手続を行っていたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間について、申立人の国民年金保険料を毎月納付してくれていたその妻は納付済みとなっているにもかかわらず、自身は未加入で保険料が未納となっていると述べているところ、申立期間のその妻の保険料は、昭和63年3月分については同年12月16日に、同年4月から同年6月までの分については平成元年2月28日にそれぞれ納付されていることがオンライン記録により確認できるものの、申立人の保険料を納付したとするその妻から当時の状況を聴取できないことから申立期間の保険料の納付状況が

不明である上、申立人の申立期間については、前述のとおり国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から53年3月までの国民年金保険料及び51年9月から53年7月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から53年7月まで

私は、会社を退職してすぐの昭和51年9月に、当時居住していた区の区役所で、国民健康保険の加入手続と一緒に、国民年金及び付加年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が毎月、付加保険料を含めて納付していた。

昭和51年9月から53年3月までの国民年金保険料及び51年9月から53年7月までの付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職してすぐの昭和51年9月に、国民年金及び付加年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、毎月、付加保険料を含めて納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及びその手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、53年8月頃と推認され、申立人の主張する時期と相違する。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和53年8月頃の時点において、申立期間のうち、51年9月から53年3月までの国民年金保険料は、過年度納付によらなければ納付することができないが、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと述べている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の特殊台帳、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人が付加保険料の納付を申し出たのは、昭和53年8月と確認でき、付加保険料については、制度上、納付する旨を申し出た月より前に遡

って納付することは認められていないことから、同年同月の時点において、51年9月から53年7月までの付加保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が昭和51年9月から53年3月までの国民年金保険料及び51年9月から53年7月までの付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和51年9月から53年3月までの国民年金保険料及び51年9月から53年7月までの付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 1 日から 13 年 7 月 31 日まで
私は、申立期間において、A社の事業主であった。当時、保険料を滞納していたが、最終的には、最高等級の標準報酬月額に見合う保険料を納付した。しかし、申立期間の標準報酬月額が、最低等級となっている。調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 11 年 11 月から 12 年 9 月までは、59 万円と記録されていたところ、同年 9 月 8 日付けで、9 万 8,000 円に減額訂正された上、同日付けで、標準報酬月額を 9 万 8,000 円とする同年 10 月の定時決定の処理がなされ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 13 年 7 月 31 日まで同額として記録されていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成 12 年 2 月から 13 年 1 月までの給与明細書によると、申立人は、当該期間において、上記の標準報酬月額の減額訂正後の標準報酬月額に基づく保険料より高額な保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票から、同社が申立期間において厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、申立期間において、申立人がA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、上記の滞納処分票によると、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理及び平成 12 年 10 月の定時決定の処理が行われた日の前日（12 年 9 月 7 日）に、社会保険事務所（当時）に滞納保険料の支払について出

向いていることが記載されており、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で当該標準報酬月額の減額訂正処理及び同年 10 月の定時決定の処理を行ったものと認めることはできない。

なお、申立人は、「最終的には、最高等級の標準報酬月額に見合う保険料を納付した。」と述べているが、上記の滞納処分票から、A社が納付した申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は、標準報酬月額 9 万 8,000 円に見合う保険料であることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7840 (事案 188 の再々申立て、事案 6927 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 31 日から 2 年 3 月 1 日まで
申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録について、社会保険事務所(当時)に照会したところ、加入記録が無い旨の回答だった。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る申立てについては、オンライン記録によると、同社は、平成 2 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になっていないことが確認できること、B 健康保険組合が提出した資料により、申立人は申立期間に健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できること、申立人は、「A 社が平成 2 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になった以降において、給与から遡及して保険料が控除された。」と主張しているが、当該事実を確認することはできないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、20 年 10 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、前回の再申立てに当たり、申立期間の始期を平成元年 11 月 1 日から同年 10 月 31 日に変更し、新たに平成 2 年分の所得税の確定申告書及び申立人の預金通帳に記載された給与振込額に基づき作成した資料を提出している。

しかしながら、これらの資料は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 9 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「C銀行から提出されたA社に係る普通取引明細表における平成2年3月20日及び同年3月28日の出金欄に記載されている金額は、社会保険料である。」と主張しているが、同行に照会したものの、当該主張の事実を確認できる回答は得られず、給与から厚生年金保険料が控除された事実を確認することもできない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月8日から48年1月頃まで
② 平成5年3月5日から6年3月頃まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社に勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、これらの期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の所持する資料により、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①の一部を含む昭和47年4月1日から平成4年4月1日までの期間においてC県市町村職員共済組合に加入していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の同僚に照会したものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、A社は社員台帳に申立人の氏名は確認できないと回答している。

加えて、D企業年金基金は、被保険者台帳に申立人の氏名は確認できないと回答しており、E健康保険組合も、当時の厚生年金保険被保険者台帳に申立人の氏名は確認できないと回答している。

申立期間②について、B社から提出された人事記録により、申立人は、当該期間のうち、平成5年3月5日から同年9月25日までの期間におい

て、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社から提出された平成5年3月分から同年10月分までの賃金台帳によると、申立人の給与から厚生年金保険料は控除されておらず、同社は、「申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していない。」と回答している。

また、申立人が挙げた姓と同姓の複数の同僚に照会したものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 31 日から 57 年 1 月 24 日まで
私は、申立期間に、A社に勤務しており、同社から健康保険被保険者証を受け取ったと記憶している。

しかし、ねんきん定期便を確認したところ、申立期間が厚生年金保険ではなく、国民年金の被保険者期間となっていた。

私は、自ら国民年金の加入手続を行った記憶は無いし、国民年金保険料も納付していない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が名前を挙げた当時の同僚は、「A社に勤務した期間は、厚生年金保険には加入しておらず、国民年金に加入していた。」と供述している上、オンライン記録によると、同社における複数の同僚が申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、当時の役員は、「A社は既に解散しており、当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 1 日から 10 年 2 月 28 日まで
私は、平成 8 年 3 月から 10 年 2 月まで A 社において厚生年金保険に加入していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間における標準報酬月額が実際の給与と異なっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額については、当初、59 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 10 年 2 月 28 日）より後の同年 3 月 11 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A 社に係る商業登記簿謄本から、申立期間に係る訂正処理がされた日において、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料の滞納を解消するため、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後において、社会保険事務所（当時）と滞納について協議したことを認めており、代表者印も自身が管理していたと述べていることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A 社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額訂正に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 5 日から 46 年 1 月 1 日まで
② 昭和 46 年 2 月 26 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 4 月 5 日から 46 年 3 月 31 日までの期間において、予備校に通学しながら、A 事業所（現在は、B 事業所）に勤務し、C 職に就いていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間は同年 1 月 1 日から同年 2 月 26 日までの期間となっている。当時の身元保証人の上申書を添付して申し立てるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が A 事業所に就職した際の当時の身元保証人及び別の当時の身元保証人（既に死亡）の妻が作成した申立人が当該期間において同事業所に勤務していた旨の書面から、申立人が当該期間において同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A 事業所は、昭和 46 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人の A 事業所における被保険者資格取得日は昭和 46 年 1 月 1 日とされ、当該手帳記号番号は同年 1 月 21 日に払い出されていることが確認できる。

さらに、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 46 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得し、連絡先の判明した同僚 3 名に照会したものの、回答のあった 1 名は、申立人のことを記憶していない上、B 事業所の現在の事業主は、「前事業主は、既に死亡しており、当時の資料も無

い。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、昭和46年3月31日までA事業所に勤務していたとして、当時の身元保証人及び別の当時の身元保証人（既に死亡）の妻が作成した申立人が当該期間において同事業所に勤務していた旨の書面を添えて申し立てている。

しかし、上記の身元保証人及び身元保証人の妻に照会したところ、申立人のA事業所における退職日を記憶していない旨述べていることから、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

また、B事業所の現在の事業主は、「前事業主は、既に死亡しており、当時の資料も無い。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和46年2月26日に被保険者資格を喪失しており、オンライン記録と一致する上、当該被保険者名簿の備考欄には、健康保険被保険者証の返却を意味する「証返」の表示が確認できる。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月 1 日から平成 6 年 12 月 30 日まで
② 昭和 35 年 4 月 10 日から 48 年 8 月 10 日まで
③ 昭和 49 年 12 月から 51 年 4 月 20 日まで

私は、A社、B社及びC社でD職の仕事をしていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。正月三が日は、通常の3倍の手当を支給されたのを覚えているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと主張しているが、同社に厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚は、申立人を記憶していないことから、勤務実態について確認することができない。

また、上記の同僚の一人は、「D職は、下請会社が3、4社で行っていた。下請会社は、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前は確認できない上、当該被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚の名前も確認できない。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においてA社に係る被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、当該期間のうち、昭和40年4月から平成6年12月まで国民年金に加入し、57年2月及び同年3月を除き、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、オンライン記録において、B社の適用事業所としての記録は確認できない上、類似する事業所名で、申立人が主張する所在地の適用事業所は確認できない。

さらに、申立人が記憶する同僚の一人は、申立期間②において、B社における被保険者となっておらず、当該期間のうちの一部期間において別の事業所における被保険者となっていることが確認できる。

加えて、申立人は、当該期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③について、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人は、事業所の名称がE社であった可能性もあると主張しており、記憶が曖昧であるため、勤務していた事業所及び期間について、特定することができない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の名前は確認できない。

さらに、申立人は、当該期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

一方、E社は、昭和44年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間③において、適用事業所とはなっていない。

このほか、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等はなく、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。